

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮問第125号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行個）答申第134号）

事件名：本人の調査に係る「租税条約等に基づく税務当局への情報提供要請書」の写しの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人の調査に係る「租税条約等に基づく税務当局への情報提供要請書」の写しに記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月3日付け特定記号第8-145号により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書（別紙については記載を省略）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定銀行特定支店の特定名義の普通預金口座に入金された外国為替関係の入金については、特定国人投資家の特定個人A等からの借入金ないし預り金である旨、課税処分の調査担当官である特定職員A及び特定職員Bに対して、審査請求人及び関与税理士特定個人B、特定個人Cの両名が再三再四説明をしてきたところであります。

イ 課税処分の担当官である特定職員Bは審査請求人に対し、「本件外為入金を審査請求人の個人事業に係る売上と認めなければ、特定国政府に対し、租税条約に基づき情報交換要請を行う。その場合、審査請求人個人にも、特定国政府からの調査が行われ、場合によっては、審査請求人自身は、特定国に入国できなくなる」旨再三脅しとともれる発言をおこなっております。また、特定職員Bは、特定年月日午後7時過ぎに審査請求人に対し電話にて、「特定個人Bは特定国政府に情報交換どんどんしてといいますが、特定国政府はしっかりやります。

特定国政府から特定個人Aと審査請求人の資産・身辺調査などを行うことになり、大変なことになります。」と答述しております。

関与税理士である特定個人Bが、特定職員Bに上記等について苦情を言ったところ、「脅してはいない。可能性を言った。」とのことであったので、再度税理士特定個人Bが、「要請に基づく情報交換を特定国政府に対して行う旨、特定国から帰化した日本人としての審査請求人に話をするのは、そのこと自体、脅しの一種となるのではないか。」と苦情を申し立てたところであります。

ウ 再調査請求時、再調査審理庁に対し、課税処分の担当職員（特定職員Bと推察される。）は、特定年月日再調査担当職員に対し、要旨、次のとおり答述したとして、「イ 私は、（特定職員Bと推察される。）は、請求人（審査請求人）に対し、請求人が、特定個人Aからいくらの借入金があるか確認するため、租税条約に基づく特定国政府に対する情報提供要請を行った場合には、特定国政府から特定個人Aに対して、事実関係の確認等が行われる場合があり、また、当該確認過程において特定国政府から請求人自身にも事実関係の確認が行われる場合がある旨説明した。ロ 私は、特定国政府から請求人に対して事実関係の確認等が行われる可能性があるため、事前に説明しておいた方がよいと考え上記イのとおり説明した。」と事実認定されています。

エ 租税条約に基づく相手国との情報交換手続について（事務運営指針・平成29年7月3日官際5-248外）によれば、「要請を行った場合、日本の税務調査を受けている本人に対し、要請された外国政府（本件の場合特定国政府）から、確認を受けることとなるようにはなっていない。すなわち、日本国民が、日本の課税当局から税務調査を受けた場合において、海外取引があった場合において、日本の課税当局から相手国に情報交換要請が行われた場合には取引先の外国政府から確認調査を受けることとなるとはあり得ない」ものと思料します。

税理士特定個人Bとしても、長くの国税における税務経験にしても経験がありませんが、治外法権が機能せず、税務調査の場合には、相手国からも税務調査が行われるとの見解は、特定国税局の見解として、公的見解となるのでしょうか。

オ 内国税に関する資料事務の事務提要の制定について（事務運営指針・平成25年6月26日）第7章において「租税条約に基づく情報交換の事務は、国税庁と租税条約の締結国の権限ある当局との間において次の要領により直接相互に行う。」とし、第2節（個別的情報の提供依頼事務）において「1 国内における調査又は資料の収集ではその目的が達成できないか又は収集した資料の信ぴょう性に乏しいた

め、相手国に情報の提供を依頼する必要があるもの（必須条件）、2 相手国が自国の税法に基づいて比較的容易に調査できるものであり、かつ、明確な回答ができるもの（必須条件）とされ、相手国の権限ある当局から提供された情報に基づき課税処分を了した場合（相手国から提供された情報を端緒とした増差所得がない場合を含む。）には、局課税総括課は、その都度、当該事案の課税処理の事績を、庁課税総括課へ報告する。」とされていますが、すでに課税処分が行われており、再調査要求に対しても棄却となっております。

カ 上記エ、オのとおり、事務運営指針及び事務提要上においては、要請に基づく情報交換を得て、課税処分がなされる旨となっているものと推察しますが、要請に基づく回答がない段階、すなわち、結論がないまま既に課税処分がなされており、再調査請求に対しても棄却となっております。

併せて、事務運営指針第二1（1）ニ（相手国から受領した情報の納税者への開示）も行われることなく、外為入金は、審査請求人の個人単独事業の売上金とされ、仕入先からの数量確認及び納税資金の有無も含めて、関与税理士の申し立てに実質上耳を貸すことなく、過酷な課税が行われ、再調査請求においても、棄却処分となっております。

キ 本件開示請求に対し、開示をしないこととした理由として「情報交換要請の存否について開示することにより、どのような場合に情報交換要請を実施するなど、税務調査の手の内を明らかにすることとなり、その結果、税務調査への対策を講ずるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあります。したがって、開示請求のあった保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条7号イに規定する不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。」とされているが、課税処分の担当官である特定職員Bは、上記のとおり答述し、現に過酷な課税処分が行われており、情報交換要請（事実上行われたものと推察します）の回答結果を待つまでもない状態となっております。

既に、課税処分も特定調査において、特定規模で、事実上特定国税局長の下に行われており、かつ、特定国税局長の下、特定部課において、事務運営指針及び事務提要の通りの公平な税務行政が行われていないことが推察されますが、開示をしない理由が形骸化しているため、不開示の処分は取り消されるべきである旨主張します。

（2）意見書

ア 「本件開示請求等について」

国税庁による理由説明書によれば、「税務調査の手の内情報が明らか

かになることを理由云々」として、「存否を明らかにしないで」とされています。

しかしながら、一般論としては理解できますが、別紙調査報告書（特定年月日特定国税局特定部課特定財務事務官の調査報告書）においても明らかなように、課税当局の処分の担当調査官である特定職員Bは、詳細に手の内を審査請求人等に答述しており、かつ、課税処分の調査担当者その者であり、責任当事者である。

審査請求人に係る課税処分については現在特定国税不服審判所に対して審査請求中であるが、課税処分の担当で調査責任者等の特定職員Bが答述している内容を確認することは、審査請求の根幹の一つとして重要な意味を持つものと考察しております。

イ 「原処分の妥当性について」

国税庁による理由説明書による「原処分の妥当性について」の説明理由は、一般論としては理解できます。

しかしながら、上記アにても明らかにしているように、本件については、特定部課の特定規模の特定調査における海外からの入金に係るものであり、かつ、課税処分の実質的な調査担当責任者である特定職員Bの質問検査権の行使（発言）に端を発するものである。

したがって、本件事案については、個別具体的な検討を行うべきであり、本件事案は一般論の例外をなすものである。

かつ、本件については、審査請求人の主張等を全く聞き入れず、既に、納税資金も考慮せずに、過酷な課税（課税当局として、特定年月日時点において税理士特定個人Dと特定職員A等で関係書類も含めて合意した部分を除き、全て所得税及び消費税に係る売上と認定して課税済）が行われており、国税当局による課税認定は、既に行われている。

併せて、本件において国税庁として考えられる新たな事実とはどのようなものか、明らかにして頂きたい。

ウ 「審査請求人の主張について」

国税庁による「審査請求人の主張について」として、「課税処分が既に行われたことをもって云々」と説明をしておりますが、国税庁の指揮の下における課税実務の事務提要においては、要請国（本件では、特定国政府）からの回答を待って課税処分を行うこととされており、このことについて「その他種々主張するが云々」として、逃げの姿勢がありありであり、明確な説明を求める。

併せて、特定国税局特定部課の事案だから認めるのか、明確にしてほしい。

エ 「結論」

国税庁の説明によれば「存否云々」としてはいますが、平成23年の国税通則法の改正に伴い、従前に増して適正・公平な税務調査手続や説明責任が求められている時代において、課税処分に係る原処分担当者からの話として「租税条約等に基づく特定国の税務当局に対する情報提供要請を行うと特定国政府から請求人に対し取引状況等の事実確認等をされる可能性があったため事前に話をしておいたほうが請求人のためにもよいと考えたためである。」と答述したとして、特定部課長までの確認決裁となっている。このことを踏まえて、本件事案の開示すべき旨主張する。

そもそも、調査報告書は、特定部課長までの確認決裁として、かつ、課税処分庁の証拠資料と提出されていますが、特定国政府が、帰化した日本人とはいえ租税条約等においても適法行為として有りうる行為なのか、一般的にもあり得ることなのかも含めて明確にして頂きたい。

本件確認決裁資料を根拠として、国税庁の理由説明は、一般論に終始しており、個別、具体性が無い旨主張する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「特定国政府に対してなされた『要請に基づく情報交換』要請書の写し」に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成30年4月3日付特定記号8-145により、「審査請求人の調査に係る『租税条約等に基づく税務当局への情報提供要請書』の写し」に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、どのような場合に情報交換要請を実施するのかなど、法14条7号イの不開示情報に当たる税務調査の手の内情報が明らかとなることを理由として、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 法14条7号イ及び17条の規定について

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

また、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情

報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 要請に基づく情報交換について

租税条約等に基づく情報交換制度は、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組みである。

要請に基づく情報交換は、租税条約等に基づく情報交換制度の一つであり、税務署又は国税局による個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、国税当局が必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものである。

(3) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について

本件対象保有個人情報は、上記(2)の「要請に基づく情報交換」に基づき外国税務当局へ情報交換要請を行う際の要請書の写しに記載された保有個人情報であり、その存否を答えることは、国税当局が外国税務当局へ情報交換要請を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

本件存否情報を明らかにした場合、審査請求人が、自らが保有する情報と税務調査における国税当局とのやり取りで知り得た情報とを照合することにより、自らの取引情報等に係る国税当局の把握の程度や、どのような場合に外国税務当局への情報交換要請を実施するのかといった国税当局の調査手法など、いわゆる税務調査の手の内情報を推察するおそれがある。

その結果、審査請求人が、今後の自らに対する税務調査に対して、対象取引に係る証拠隠滅や外国の取引先と結託した不正の隠匿を図るなど、不正手口の巧妙化を図ることが可能となり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしただけで、法14条7号イに規定する不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「現に過酷な課税処分が行われており、情報交換要請（事実上行われたものと推察します）の回答結果を待つまでもない状態となっています。」とした上で、「開示をしない理由が形骸化しているため、不開示の処分は取り消されるべきである旨主張します。」としている。

しかしながら、課税処分は、税務調査で収集した証拠資料等を基に行われるものであり、課税処分の後、新たな事実が発見された場合には、必要

に応じて再調査が行われ、当該再調査で収集した証拠資料を基に、新たに課税処分が行われることも十分にあり得る。

したがって、課税処分が既に行われたことをもって、法14条7号イに規定する「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がなくなるわけではない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分の決定を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条7号イに規定する不開示情報を開示することになるため、法17条に基づき、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人の調査に係る「租税条約等に基づく税務当局への情報提供要請書」の写しに記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、国税当局が外国税務当局へ情報交換要請を行った事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなり、法14条7号イに規定する不開示情報を開示することとなるとして、法17条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件存否情報の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2(3)のとおり、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることとなり、審査請求人が、自らが保有する情報と税務調査における国税当局とのやり取りで知り得た情報とを照合することにより、自らの取引情報等に係る国税当

局の把握の程度や、どのような場合に外国税務当局への情報交換要請を実施するのかといった国税当局の調査手法など、いわゆる税務調査の手の内情報を推察するおそれがあり、その結果、審査請求人が、今後の自らに対する税務調査に対して、対象取引に係る証拠隠滅や外国の取引先と結託した不正の隠匿を図るなど、不正手口の巧妙化を図ることが可能となり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとする。

- (2) そこで検討するに、本件対象保有個人情報の存否を明らかにした場合、国税当局が外国税務当局へ情報交換要請を行った事実の有無（本件存否情報）が明らかとなる。

本件存否情報が明らかとなった場合には、審査請求人が、自らの知り得る課税に関連する事実及びこれまでの調査の経緯等、税務調査における国税当局とのやり取りで知り得た情報とを照合することにより、本件課税処分に関して情報交換要請を行った事実の有無のみならず、今後、新たに自らに対する税務調査が行われた場合における外国税務当局への情報交換要請の実施の有無についても、一定程度推察することが可能となると認められる。

そして、仮にこのように開示請求に対して存否を答えるという運用を行うとすると、どのような場合に外国税務当局への情報交換要請を実施するのかといった国税当局の調査手法など、いわゆる税務調査の手の内情報を推察するおそれがあり、税務調査に対して、対象取引に係る証拠隠滅や外国の取引先と結託した不正の隠匿を図るなど、不正手口の巧妙化を図ることが可能となり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとする諮問庁の説明は、否定し難い。

- (3) したがって、本件存否情報は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同号イの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、既に課税処分の担当者の答述から、一定の情報を既に得ていることから、既に税務調査の手の内情報は明らかとなっている旨主張する。

しかし、審査請求書及び意見書にある課税処分の担当者の答述に関する記載内容からは、どのような場合に外国税務当局への情報交換要請を

実施するのかといったことについては、推察することはできないことから、審査請求人の主張には理由がない。

- (2) また、審査請求人は、課税処分は既に行われていることから、税務調査の手の内情報が明らかになると、税務調査への対策を講ずるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるとする諮問庁の主張は当たらない旨主張する。

この点について諮問庁は、上記第3の3のとおり、課税処分の後、新たな事実が発見された場合には、必要に応じて再調査が行われ、当該再調査で収集した証拠資料を基に、新たに課税処分が行われることも十分にあり得ることから、法14条7号イに規定する「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」がなくなるわけではない旨説明する。

当審査会事務局職員をして法令を確認させたところ、国税通則法74条の11第6項は、「更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、(中略)更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる」旨規定しており、諮問庁の説明のとおり、課税処分は1回に限られるものではないことから、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、審査請求人は、本件開示請求は種々の理由により、一般論の例外をなすものであることから、諮問庁が説明する一般論ではなく、個別具体的な検討を行うべきである旨主張するが、本件開示請求が仮に一般論の例外をなすものであったとしても、本件対象保有個人情報の存在を答えた場合は、本件存否情報が明らかとなり、税務調査の手の内情報が推察できるということに変わりはなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (4) なお、審査請求人の「租税条約等に基づく特定国の税務当局に対する情報提供要請を行うと特定国政府から請求人に対し取引状況等の事実確認をされる可能性があった」との課税処分の担当者の答述内容が、租税条約等において適法行為としてあり得る行為なのかを明確にしたい旨の主張は、審査請求人の状況等を勘案すると、理解できないわけではないが、仮に課税処分の担当者の答述内容に不適切な部分があったとしても、それが本件開示請求を理由付けることにはならない。

- (5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条7号イに該当するとして、その存否

を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号
イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子